

# 大分県業務継続計画 (南部地域版BCP)

※ BCP とは Business Continuity Plan (業務継続計画) の略。

～いつかではなく、いま 備える!～



※県民安全・安心メールに登録しよう!  
URL → <http://www.bousai-oita.jp>

平成27年5月  
大分県



目 次

第1章 総則	
1 策定の趣旨等	1
2 業務継続計画の基本的な考え方	2
第2章 被害状況の想定	
1 想定する地震災害	3
2 被害想定	
第3章 非常時優先業務	
1 非常時優先業務	7
2 非常時優先業務の選定	8
3 非常時優先業務の実施に必要な人員	13
第4章 業務継続体制の確保	
1 初動体制確保の方針	14
2 職員の参集	
3 参集可能職員数	15
4 業務継続のための措置	17
第5章 業務継続のための執務環境の確保	19
第6章 業務継続力の向上	
1 業務継続体制の向上	24

---



第1章 総則

1 策定の趣旨等

(1) 趣旨

本県では、近い将来、南海トラフを震源とする巨大地震等の発生が予想され、また、異常気象などによる甚大な風水害の発生も危惧される。特に、大規模な地震災害が発生した際には、災害対策本部などを立ち上げ、県庁を挙げて災害応急対策や災害からの復旧・復興にあたり、災害時にあっても、県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務については継続しなければならない。

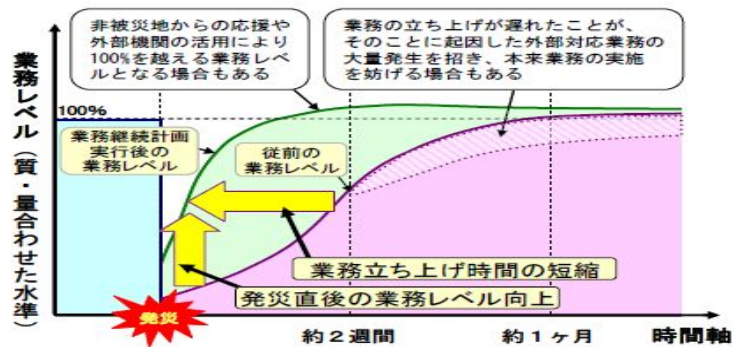
しかし、県自体も被災し、業務実施に必要な不可欠なヒト、モノ、情報及びライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難になるおそれもある。

そうした状況下において、県の機能を維持し、県民の生命、財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急業務及び優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保、配分等の措置を事前に講じておくことにより、災害時においても適正な業務執行が図られるよう平成25年10月に「大分県業務継続計画（本庁版BCP（Business Continuity Plan）」を策定した。

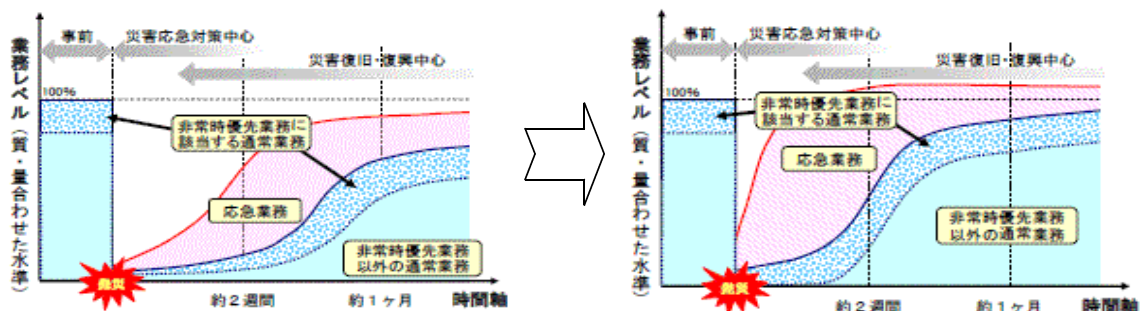
本庁のみならず、地方機関においても、県民生活に密接な業務を多く抱えており、非常時に果たすべき役割が大きいことから、南部地域における「大分県業務継続計画（南部地域版BCP（Business Continuity Plan）」を平成26年3月に策定した。

(2) 業務継続計画の効果

計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、下図のとおり高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」



## 2 業務継続計画の基本的な考え方

### (1) 業務継続の基本方針

大規模災害発生時においては、次の方針に基づき業務を継続する。

#### <基本方針 1>

県民の生命、財産の保護を最優先する。さらに、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。

#### <基本方針 2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分にあたっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

#### <基本方針 3>

非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、または、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。

### (2) 地域防災計画との比較

地域防災計画は、県や市町村、防災関係機関が連携して実施すべき災害予防や災害応急対策、復旧・復興など災害対策に係る業務を総合的に示す計画であり、一方、業務継続計画は、災害時に県自体が被災し、利用できる資源（職員、資機材等）に制約が伴う状況下にあっても、県が実施すべき地域防災計画に定めている災害応急対策業務や通常業務のうち非常時において優先すべき業務の実効性を確保するための計画である。

#### 【業務継続計画と地域防災計画の相違点】

	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
主 体	県	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関
計画の内容	災害時に、県の業務資源が制約を受けた場合でも、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、あらかじめ対策等を検討し定めるもの	県をはじめとする防災関係機関が、県民の生命・財産を災害から保護するため、災害対策として取り組むべき内容を定めるもの
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先度が高い通常業務</li> <li>・災害応急対策業務</li> <li>・優先度の高い復旧・復興業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防業務</li> <li>・災害応急対策業務</li> <li>・復旧・復興業務</li> </ul>

### (3) 業務継続計画の対象

本計画の対象となる機関は、南部振興局管内（佐伯市）の県の地方機関とする。

第2章 被害状況の想定

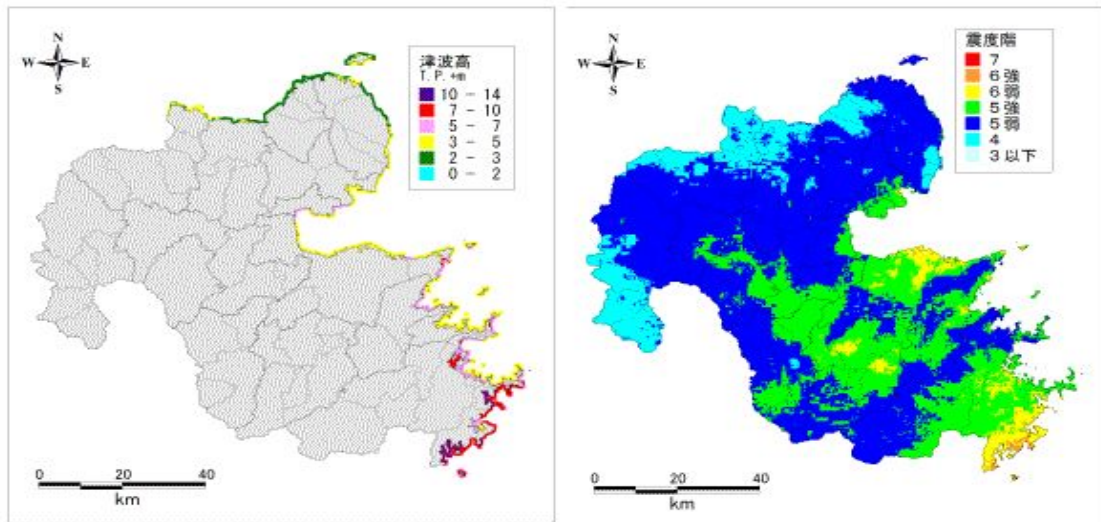
1 想定する地震災害

業務継続計画の策定にあたっては、幅広い対策を具体的に検討するため、その前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の庁舎やライフライン等の被害をイメージする必要がある。

そこで、今後30年以内の発生確率が70%程度と高く、県内全域で震度5を越える揺れが想定され、また、3mを超える津波が沿岸市町村を襲う南海トラフを震源とする巨大地震を本計画で想定する災害とする。

【南海トラフの巨大地震】

震源：東海、東南海、南海地震の連動と日向灘への拡大  
 規模：モーメントマグニチュード9.1



最大津波高分布（ケース11）

震度分布（陸側ケース）

2 被害想定

【市町村別地震津波被害想定（被害が最大となる冬18時のケース）】

全壊棟数（冬18時）

揺れ	液状化	津波	火災	斜面崩壊	計
487	703	13,924	4	8	15,126

負傷者数（冬18時）

建物倒壊	津波	斜面崩壊	火災	ブロック塀転倒等	計
13	1,151	4	1	7	1,176

死亡者数（冬18時）

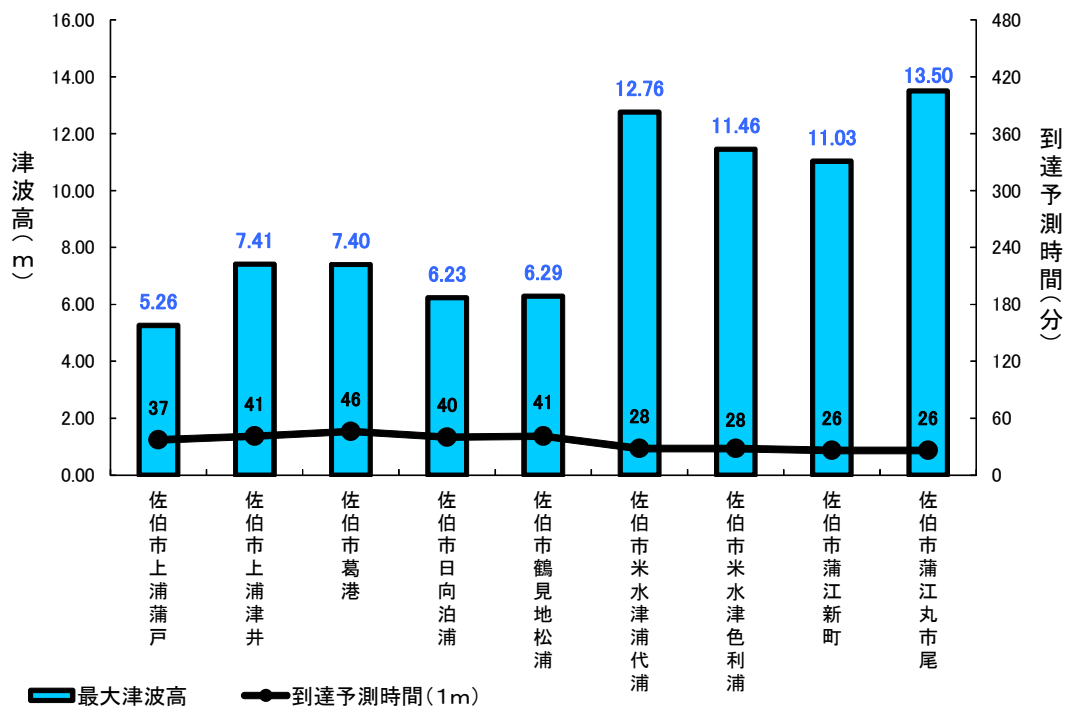
建物倒壊	津波	斜面崩壊	火災	ブロック塀転倒等	計
5	8,578	1	0	0	8,584

【市町村別地震津波被害想定（被害が最大となる冬18時のケース）】

	人的被害				建物被害			
	死者	重篤者	重傷者	中等傷者	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
佐伯市	8,584	0	395	781	15,126	7,214	4,211	1,295
計	8,584	0	395	781	15,126	7,214	4,211	1,295

(注)空欄はゼロ、「0」は0より大きく0.5未満。「計」は市町村ごと端数処理前の合計。

最大津波高と到達予測時間



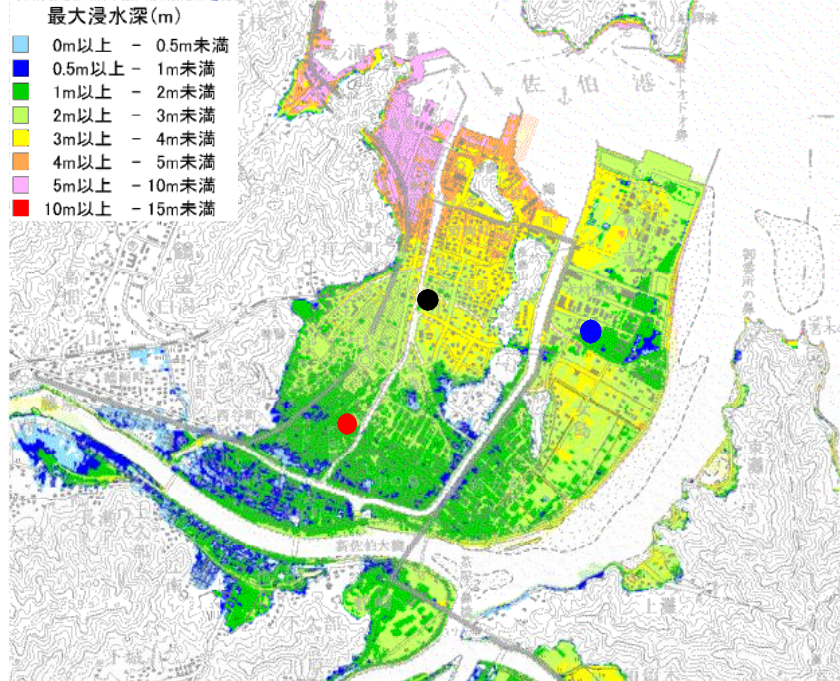


## 【参考】地震津波被害想定を実施した3つの地震の被害等

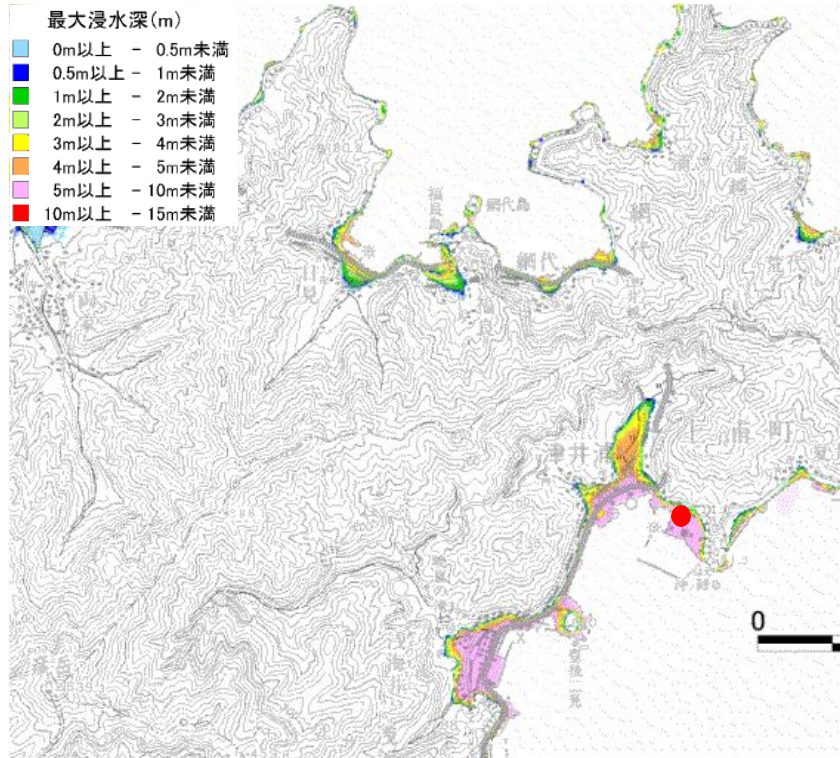
		南海トラフの巨大地震 (冬18時)	別府湾の地震 (冬18時)	周防灘断層群主部 (冬5時)
マグニチュード		9.1	7.5	7.2
	6強	佐伯市		
	5弱		佐伯市	
	4			佐伯市
人的被害(人)		9,760	78	98
	死者数	8,584	52	28
	負傷者数	1,176	26	70
物的被害(棟)		22,340	58	17
	全壊・焼失	15,126	4	2
	半壊	7,214	54	15
ライフライン被害				
	上水道(人口)	10,800	0	0
	電気(棟数)	(県全体)43,000	(県全体)54,000	0
	通信(回線)	(県全体)88,000	(県全体)200,000	(県全体)12,000
避難生活者数(人)		29,382	166	62
	避難所	19,098	108	40
	避難所外	10,284	58	22
孤立集落		27	0	0

浸水が想定される県の出先機関

- 佐伯総合庁舎 ●南部保健所 ●佐伯高等技術専門学校



- 農林水産研究指導センター水産研究部



### 第3章 非常時優先業務

災害発生時の人的・物的資源が制約された状況で業務を継続するためには、非常時優先業務を特定し、さらに、その業務をいつ頃までに開始・再開すべきか、業務開始目標時間を検討しておく必要がある。

#### 1 非常時優先業務

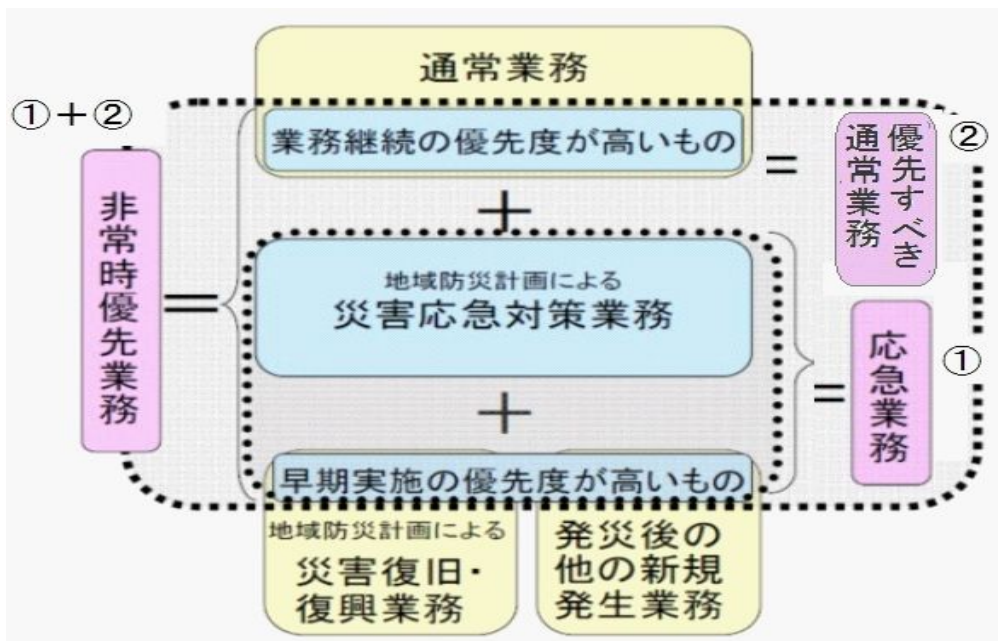
##### (1) 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、「応急業務」と「優先すべき通常業務」で構成される。

「応急業務」は、県の地域防災計画に定める災害応急活動や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等である。

「優先すべき通常業務」は、通常行っている業務の中で、県民の安全の確保に直結するものや、業務の中断により県民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど発災後であっても速やかな開始・再開が求められる業務である。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で実施する。



【非常時優先業務のイメージ】

##### (2) 業務開始目標時間

非常時優先業務の実施にあたっては、業務実施の時間的目標を共有して取り組む必要がある。個々の業務の具体的な対処方針は、災害対策本部会議で示されることになるが、地震発生後の時間経過に応じた大まかな業務開始目標を設定し、迅速な意思決定につなげる。

- フェーズⅠ（地震発生 ～ 10時間）の目標 【初動】災害対策本部の体制確立
- フェーズⅡ（10時間 ～ 100時間）の目標 【応急】被災者の救命・救助
- フェーズⅢ（100時間～1000時間）の目標 【復旧】県民生活の復旧

なお、極力早期の業務再開を促す観点から、個々の非常時優先業務の開始目標時間について、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、1ヶ月と細分化した。

【非常時優先業務選定の考え方】

フェーズ区分	主な対策	業務開始目標時間	該当業務の考え方	非常時優先業務の例	
				応急業務	優先すべき通常業務
I 地震発生 ↓ 10時間	【初動】 災害対策本部の体制確立	1時間以内	●初動体制の確立	○職員の緊急参集 ○災害対策本部設置	○県幹部との連絡 ○庁舎機能の維持
		3時間以内	●被災状況の把握 ●広域応援救助要請 ●救急・救助活動	○被災情報の把握 ○広域応援救助要請 ○災害対策本部会議	○職員の安否確認
II 10時間 ↓ 100時間	【応急】 被災者の救命・救助	12時間以内	●応急活動	○医療救護活動 ○緊急物資の確保・輸送	
		1日以内	●災害救助法 ●緊急輸送体制確保	○ボランティア活動支援 ○管理施設の応急復旧	○公印管守 ○ネットワーク障害対応 ○税窓口事務
		3日以内	●被災地支援 ●行政機能の回復 ●住宅対策	○被災者ニーズ把握 ○相談窓口の設置 ○健康相談・心のケア	○物品調達・予算調整 ○会計事務 ○全庁ネットワーク運用
III 100時間 ↓ 1000時間	【復旧】 県民生活の復旧	1週間以内	●復旧・復興業務開始	○応急教育活動 ○被災状況取りまとめ	○人事管理 ○生活保護・各種手当等支給
		2週間以内	●復旧・復興業務本格化	※復旧・復興対策の実施	※状況に応じ、縮小・中断業務の再開

2 非常時優先業務の選定

「業務継続の基本方針」を踏まえ、地震発生時において県として実施すべき非常時優先業務を「応急業務」と「優先すべき通常業務」の区分により、南部地域全所属で検討し、151の業務を選定した。

区分	選定方法	業務数
応急業務	大分県地域防災計画で定められ、地区災害対策本部で実施する業務	119
優先すべき通常業務	各部局の分掌事務のうちから重要度の高い業務を選定	32
計		151

(1) 応急業務

地震発生後、南部地区災害対策本部で実施する業務は、次のとおりである。

担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
被災者救援班	被災者救援班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	被災地及び被災者の状況の把握	○	→	→	→	→	→	→
	県管理施設(県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設)における避難誘導の指導及び応援	○	→	→	→	→	→	→
	市町村が行う避難誘導への支援・協力等	○	→	→	→	→	→	→
	市町村からの資機材、人員の提供等の協力要請への対応		○	→	→	→	→	→

担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
被災者救援班	避難所の開設・運営の協力		○	→	→	→	→	→
	市町村が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに避難所への移送に係る支援			○	→	→	→	→
	帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導を本部と連携			○	→	→	→	→
	帰宅困難者の救護及び避難所への誘導を保健所班及び市町村等と連携、協力			○	→	→	→	→
	市町村からの要請による災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与の支援				○	→	→	→
	市町村が実施する炊出しその他による食品の給与の支援				○	→	→	→
	市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ班員を派遣し、また、センターから職員を受入れ、被災地におけるボランティア活動の後方支援				○	→	→	→
	災害時要援護者の他市町村への広域避難に関する連絡調整等(広域応援対策班からの連携要請に基づく)				○	→	→	→
	備蓄物資による生活必需品の給与又は貸与及び輸送		○	→	→	→	→	→
	救助物資の要望及び配布状況の把握		○	→	→	→	→	→
	支援物資班と連携して救助物資の配分		○	→	→	→	→	→
	支援物資班と連携して救助物資の過不足等の状況調査				○	→	→	→
	児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握					○	→	→
被災地における住宅ニーズの把握					○	→	→	
支援物資班	支援物資班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	市町村からの資機材、人員の提供等の協力要請への対応	○	→	→	→	→	→	→
	避難所外被災者に対する救助物資の供給		○	→	→	→	→	→
	市町村の食料供給及び給水活動の支援		○	→	→	→	→	→
	市町村の食料供給又は給水が困難な場合は、食料又は水の確保及び配布を支援物資部へ要請し、直接配布		○	→	→	→	→	→
	市町村からの要請による災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与の支援		○	→	→	→	→	→
	市町村のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与等が困難と判断される場合は、備蓄物資の給与又は貸与	○	→	→	→	→	→	→
	被災者救援班と連携して救助物資の配分		○	→	→	→	→	→
	救助物資の過不足等の状況調査及び不足物資の支援物資部等への調達		○	→	→	→	→	→
	生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施						○	→
	大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況をできる限り毎日把握				○	→	→	→
	義援物資の受入及び配分		○	→	→	→	→	→
保健所班	保健所班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	医療情報、社会福祉施設・医療施設・毒劇物施設の被災状況(電気、水道、医療ガスの確保状況)及び稼働状況(手術の可否、現在受け入れている重症等患者数等)、医療救護活動に必要な医師、看護師等の数及び不足数、避難所開設情報、保健衛生活動に要する情報等の収集・提供	○	→	→	→	→	→	→
	医療救護活動に関する市町村及び医療救護班との連絡調整		○	→	→	→	→	→
	市町村災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動に関するニーズを把握				○	→	→	→
	福祉避難所開設への協力・支援				○	→	→	→

担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
保健所班	医薬品及び衛生資材の調達・確保					○	→	→
	被災地における保健衛生ニーズ(被災者の身体的・精神的健康状態、医療ニーズ、避難所にいる災害時要援護者の数等)の把握				○	→	→	→
	災害時公衆衛生対策チームと連携した保健衛生活動(市町村が実施する保健衛生活動のプランニング、必要な技術職員の職種と人員数の判断、県主管課に対しての必要人員の派遣要請等)の体制整備					○	→	→
	巡回医療チーム、健康相談チーム、精神保健活動チーム等の派遣要請、派遣された各種支援チームの受入調整及び活動の調整				○	→	→	→
	災害時要援護者に対する情報提供及び保健指導					○	→	→
	災害時要援護者の他市町村への広域避難に関する連絡調整等(広域応援対策班からの連携要請に基づく)				○	→	→	→
	帰宅困難者の救護及び避難所への誘導を被災者救護班及び市町村等と連携、協力			○	→	→	→	→
	被災地における衛生維持及び防疫						○	→
	補給水源の汚染衛生状況の調査						○	→
	医療活動支援班及び福祉保健衛生班の指示により職員を市町村保健衛生部局に派遣し、市町村が実施する保健衛生活動の支援					○	→	→
	被災地における感染症の予防対策の実施					○	→	→
	遺体の埋・火葬に関する市町村への協力(市町村から協力を求められた場合は、福祉保健衛生班へ伝達し、福祉保健衛生班が受入れ可能市町村を選定するとともに協力を求める)					○	→	→
	被災市町村の職員等に対する健康相談						○	→
	被災地における要援護者等の住宅ニーズの把握						○	→
	各学校が行う保健衛生措置への応援						○	→
	被災地域及び避難所における動物の保護						○	→
	通信・輸送班	通信・輸送班の総合調整	○	→	→	→	→	→
電話回線及び庁内放送設備の点検・確認		○	→	→	→	→	→	→
県民向けの専用電話の設置				○	→	→	→	→
電気通信事業者(NTT等)との連絡調整		○	→	→	→	→	→	→
防災行政無線等(大分県防災情報システム等)無線設備の点検・起動		○	→	→	→	→	→	→
防災関係機関が保有する通信機能の確認			○	→	→	→	→	→
庁内LANの点検・確認・暫定復旧		○	→	→	→	→	→	→
被災地への防災行政無線の持込み				○	→	→	→	→
孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用		○	→	→	→	→	→	→
通信手段としての振興局や土木事務所の公用車を活用			○	→	→	→	→	→
九州総合通信局や移動通信事業者(NTTドコモ等)等に要請し、移動通信機器を被災地に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整			○	→	→	→	→	→
通信連絡手段の確保状況についての資料作成			○	→	→	→	→	→
警察、国、市町村と連携して交通状況の把握・報告		○	→	→	→	→	→	→
避難所外被災者に対する救助物資の配送又は避難所への移送			○	→	→	→	→	→
物資集積場所の設定			○	→	→	→	→	→
救助物資の給与又は貸与に係る配送		○	→	→	→	→	→	

担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日後	3日後	1週間 後	1ヶ月 後
社会基盤対策班	社会基盤対策班土木分会の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	社会基盤対策班農林水産分会分会の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	道路・港湾等公共施設の被災状況の確認及び報告	○	→	→	→	→	→	→
	道路の交通規制の実施	○	→	→	→	→	→	→
	県民への交通規制情報及び道路の被災に関する情報の提供	○	→	→	→	→	→	→
	緊急輸送道路、主要道路及び所管する道路の啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検	○	→	→	→	→	→	→
	被災した公共施設の応急復旧		○	→	→	→	→	→
	港湾・漁港施設内、公共用地等の物資集積場所を確保				○	→	→	→
	県管理施設の点検、避難対策及び応急対策		○	→	→	→	→	→
	特に重要な水防区域及び地すべり区域、危険箇所のパトロール及び避難についての指導等		○	→	→	→	→	→
	県有施設の点検、応急対策及び被災建築物の応急危険度判定並びに報告				○	→	→	→
	土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロール及び報告		○	→	→	→	→	→
	重要水防区域及び水防区域の点検・パトロール及び報告		○	→	→	→	→	→
	高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロール及び報告		○	→	→	→	→	→
	農林水産施設及びの農作物の被害状況についての情報の収集及び提供並びに応急復旧	○	→	→	→	→	→	→
	被災地における住宅を失った世帯の住宅ニーズの把握				○	→	→	→
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び管理						○	→
	被災した住宅に対する災害救助法に基づく応急修理の実施				○	→	→	→
	災害救助法に基づく住宅又はその周辺の障害物の除去				○	→	→	→
	災害公営住宅の建設							○
公営住宅の空き状況調査、緊急家賃調査、総合住宅相談所の開設・運営に関する総合調整				○	→	→	→	
市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力						○	→	
庶務班	庶務班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	市町村災害対策本部との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	地区災害対策本部の編成及び設置場所の検討、調整	○	→	→	→	→	→	→
	地区災害対策本部の施設にかかる被害状況の把握及び機能維持のための応急対策	○	→	→	→	→	→	→
	参集状況に応じた要員の配置調整	○	→	→	→	→	→	→
	現地対策本部の設置対応	○	→	→	→	→	→	→
	地区災害対策本部設置に関する関係機関への通知	○	→	→	→	→	→	→
	地区災害対策本部会議の事務	○	→	→	→	→	→	→
	市町村に職員を派遣し、被害、避難勧告、避難所情報等の把握(本部へ報告)	○	→	→	→	→	→	→
	市町村等から被害状況報告の受理(本部へ報告)	○	→	→	→	→	→	→
	要救出救助・消防現場の情報の収集(本部へ報告)	○	→	→	→	→	→	→
	被害状況等の関係機関への連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	災害時要援護者に関する情報及び広域避難の情報収集(本部へ報告)		○	→	→	→	→	→

担当班	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
庶務班	避難所外災害時要援護者情報の収集(本部へ報告)		○	→	→	→	→	→
	県管理施設の避難状況の把握及び報告	○	→	→	→	→	→	→
	医療情報の収集、報告及び提供	○	→	→	→	→	→	→
	本部と地区本部との間でのTV会議の活用等による情報収集	○	→	→	→	→	→	→
	県民等からの通報、問い合わせへの対応、重要事項の関係対策部等への伝達	○	→	→	→	→	→	→
	市町村に職員を派遣し、市町村の行う応急対策の支援	○	→	→	→	→	→	→
	その他災害対策本部の各対策部からの指示事項への対応、各班との調整	○	→	→	→	→	→	→
	義援物資の受付品目・送付場所の情報提供		○	→	→	→	→	→
	市町村からの技術者等の確保要請の受理し、報告		○	→	→	→	→	→
	市町村からの応急用・復旧用物資等の調達確保要請の受理し、報告		○	→	→	→	→	→
	緊急通行車両の確認及び標章・緊急通行車両確認証明申請書の進達		○	→	→	→	→	→
	教育施設、児童等の被災状況、避難所としての学校の使用状況等の把握、報告	○	→	→	→	→	→	→
	その他災害対策本部の児童・生徒対策部からの指示事項への対応	○	→	→	→	→	→	→
	視察団等の災害現地調査に関する各班の対応調整					○	→	→
	地域安全情報等の広報(流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達を行う)					○	→	→
その他各班に属さない事項の処理	○	→	→	→	→	→	→	

(2) 優先すべき通常業務

地震発生後においても、県民生活に密接に関わる業務などについては、各地方機関において継続して実施することとし、その内容は次のとおりである。

所属	分掌事務	開始目標時間割							
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	
南部振興局	総務部	庁舎、施設の被害状況把握及び対応方針検討	○	→	→	→	→	→	→
		会計事務				○	→	→	→
	地域振興部	認可採石場の被災状況の確認				○	→	→	→
		大規模小売店舗の被災状況の確認				○	→	→	→
	農山漁村振興部	農地転用許可					○	→	→
		森林計画図簿の管理・交付					○	→	→
		漁業取締、漁業調整					○	→	→
	生産流通部	農畜産物の被害状況の調査				○	→	→	→
	農林基盤部	災害復旧事業				○	→	→	→
	佐伯県税事務所	各種申請受付、証明、収納等窓口業務				○	→	→	→
災害に関する県税の減免及び還付					○	→	→	→	



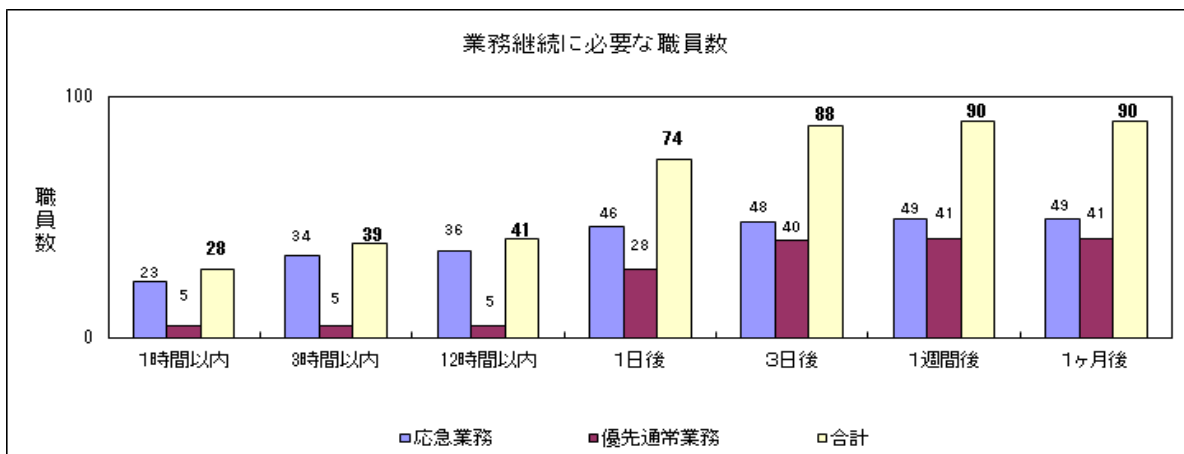
所属		開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
南部保健所	庁舎、施設の被害状況把握及び対応方針検討				○	→	→	→
	健康危機管理に関する業務				○	→	→	→
	精神緊急対応業務				○	→	→	→
	食中毒の予防及び事件処理					○	→	→
	結核等感染症対応(緊急対応のみ)					○	→	→
	透析患者・難病患者の保健指導(緊急のみ)				○	→	→	→
	その他各種の相談、事故、苦情処理の緊急対応等				○	→	→	→
	野犬等の捕獲、動物管理所への搬入業務						○	→
佐伯高等技術専門学校	庁舎、施設の被害状況把握及び対応方針検討				○	→	→	→
	学生、保護者との連絡業務	○	→	→	→	→	→	→
農林水産研究指導センター水産研究部	庁舎、施設の被害状況把握及び対応方針検討				○	→	→	→
	種苗生産、試験魚の維持、管理				○	→	→	→
佐伯土木事務所	建設業許可、経営事項審査					○	→	→
	道路、河川、港湾等の維持管理				○	→	→	→
	道路の通行規制	○	→	→	→	→	→	→
	発注工事の監督・検査					○	→	→
	入札の執行、収入・契約、支払事務等					○	→	→
	道路、河川、港湾等の使用(占用)許可					○	→	→
	災害復旧事業				○	→	→	→
佐伯教育事務所	市町村教育委員会との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	職員の任免に関する業務						○	→

### 3 非常時優先業務の実施に必要な人員

各経過時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な人員（職員数）は次のとおりである。

【業務継続に必要な職員数】

区分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	備考
応急業務	23	34	36	46	48	49	49	
優先通常業務	5	5	5	28	40	41	41	
合計	28	39	41	74	88	90	90	



## 第4章 業務継続体制の確保

地震発生時の業務継続体制を確保するためには、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源の状況を分析し、不足が予測されるものについて対策の検討が必要である。

このうち、人的資源である職員の確保については、地震発生の時間帯により大きく左右されることから、勤務時間内と勤務時間外とを分けて検討する。その上で、業務に従事できる職員数を経過時間ごとに把握し、これを非常時優先業務の必要職員数と対比することにより、業務目標開始時間ごとの過不足を算出し、必要に応じた応援体制を検討する。

### 1 初動体制確保の方針

人命救助は地震発生後72時間が勝負といわれることから、直ちに被災状況の把握を開始するとともに、被災者の救助・救援活動を迅速かつ確に実施する初動体制を速やかに確保する。

- ①地震発生後直ちに（遅くとも10分後）、情報連絡体制を確保
- ②地震発生30分後には、地区災害対策本部の初動体制を構築
- ③地震発生後1時間を目途に、第1回の地区災害対策本部会議を開催

### 2 職員の参集

#### (1) 勤務時間内の地震発生

##### ①地震発生時の行動

地震動が収束するまでの間、職員自身及び来庁者の安全確保を図り、収束後直ちに、地区災害対策本部の第一次要員は、南部振興局又は各対策班の指定場所に集合（※）し、そのほかの職員は、通常業務を一旦停止し、負傷者の救助にあたる一方、津波の浸水による被害を避けるため、周辺から避難してきた方々とともに迅速に高い位置に移動する。

また、庁舎外にいる職員は、安全を確保し、帰庁又は最寄りの参集可能庁舎に参集する。

※南部地区災害対策本部の設置場所は諸条件を勘案し、今後慎重に検討する。

##### ②非常時優先業務の実施

執務室内や周辺の被災状況を確認のうえ、書類等の片付けや電源の確保、パソコンの動作確認等により執務環境を整え、応急業務等に着手する。

##### ③家族等の安否確認

電話による確認は輻輳等により困難が想定されることから、災害伝言ダイヤル等の非常時の安否確認方法について家族で確認しておく。

#### (2) 勤務時間外の地震発生

##### ①職員の緊急参集

休日、夜間等の勤務時間外に巨大地震が発生した場合、職員は連絡を待たず、原則として徒歩又は二輪車（自転車、バイク）により参集する。

ただし、津波による浸水の影響等を十分に考慮し、最新情報の入手や的確な状況判断などにより、職員自身の安全を確保、確認して参集するものとする。

なお、交通途絶などにより所定の場所に参集できない場合は、①自己の業務に関連する最寄りの県の機関、②最寄りの振興局、③最寄りの県の機関に参集する。

②職員の安否確認

初動体制の構築に必要な職員を確保するため、職員参集システムにより安否確認を行い、参集可能職員数を把握する。

個別に安否確認を行う場合は、携帯電話等での連絡に合わせ、輻輳による影響が少ない携帯電話メールを用いることとする。

3 参集可能職員数

(1) 参集予測

勤務時間外に地震が発生した場合に参集が可能な職員数について、津波浸水予測調査の結果を前提に、沿岸部は、地震発生後に津波が押し寄せて、浸水するものと想定し、職員の居住状況を踏まえ、職員本人や家族の被災、交通事情等の条件を設定して予測する。

【前提条件、試算方法】

- ①南海トラフなど広範囲を震源とするM9クラスの地震が発生し、佐伯市では震度6強の揺れを観測する。大津波警報が発令され、13mを超える津波が押し寄せる（地震発生26分後に+1m波高の津波）と想定する。（佐伯総合庁舎のある佐伯市中心街は46分後に+1m波高の津波）
- ②地震発生直後の参集は、津波が押し寄せる前までに参集できる職員が、津波襲来等を勘案し徒歩または二輪車で登庁する。その後については、津波警報は発災後丸一日経過して解除されると想定し、解除の後、順次参集するものとする。
- ③発災後丸一日経過して参集する職員が車を利用する場合、高速道路は緊急車両の利用でできないものとする。また浸水被害を受けた地区の手前（例：大分県立佐伯鶴岡高等学校（新佐伯豊南高等学校）等）まで車を利用した後は徒歩により参集するものとする。
- ④地震発生から2週間程度で、職員の大半は勤務地への参集が可能になるものとする。しかし、自宅の全壊や家族の死傷等により、2割（阪神・淡路の例）の職員が参集できないと想定し、8割の参集率とする。
- ⑤南部保健所職員については、庁舎が使用できなくなるため、佐伯市弥生振興局に参集するものとする。

(2) 予測結果

地震発生後の経過時間ごとに参集可能職員数を予測した結果は次のとおりである。

区 分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
南部振興局	21	21	21	50	52	52	52
佐伯県税事務所	3	3	3	5	10	10	10
佐伯土木事務所	12	12	12	50	50	50	50
佐伯教育事務所	3	3	6	6	6	6	6
南部保健所	2	4	6	8	17	18	18
佐伯高等技術専門学校	2	6	6	6	6	6	6
農林水産研究指導センター水産研究部	1	1	10	10	10	10	10
計	44	50	64	135	151	152	152

※対象職員数は、202人（H26.4.1現在）。「個別に確認した参集が見込める職員数」×0.8

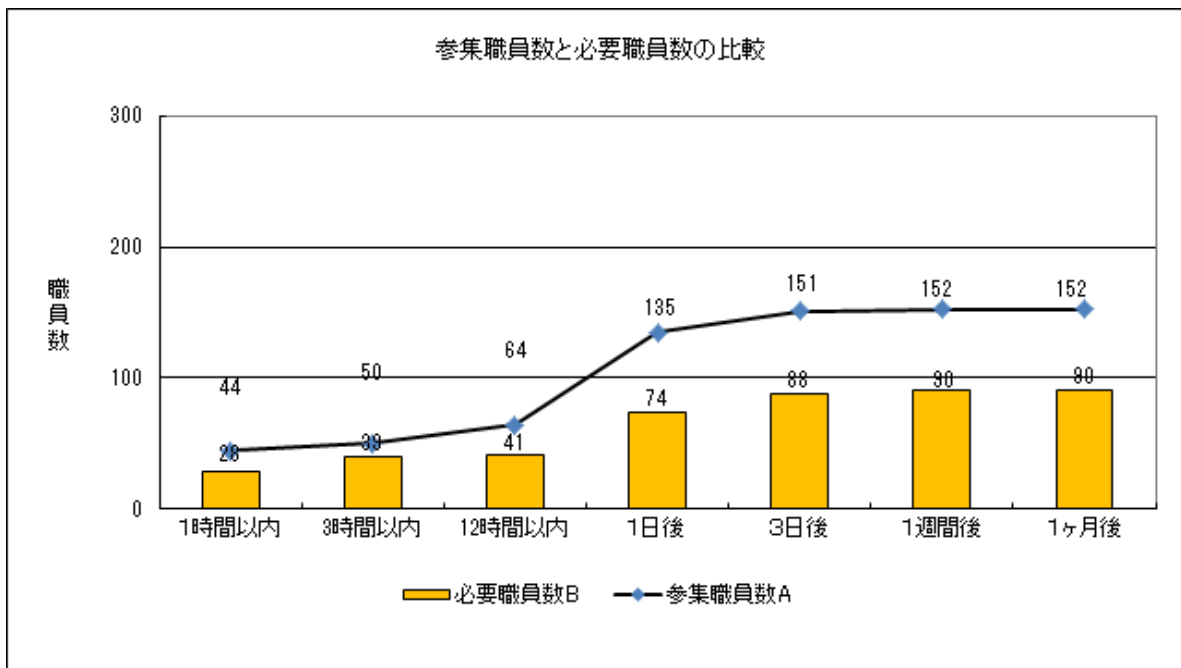
実際の参集にあたっては、本人及び家族の被災状況や周辺地域の救助活動等により参集が困難となる職員も想定される。

(3) 業務継続に必要な人員と参集可能職員数

非常時優先業務に必要な人員と地震発生後の参集可能職員数について、勤務時間外に発生した場合においても、発災直後の初動体制の構築に必要な人員は、確保できる見込みである。

【参集職員数と必要職員数の比較】

区 分	発災後の経過時間						
	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
参集職員数A	44	50	64	135	151	152	152
必要職員数B	28	39	41	74	88	90	90
差引(A-B)	16	11	23	61	63	62	62



#### (4) 勤務公署近傍地への居住義務について

災害対策本部及び地区災害対策本部において、迅速に指揮すべき立場にある職員（南部振興局長及び佐伯土木事務所長）について、勤務公署近傍地への居住することを義務づけ、発災後直ちに参集（登庁）できる体制を構築している。

### 4 業務継続のための措置

#### (1) 地区災害対策本部の業務遂行体制

##### ① 執務環境及びスペースの確保

会議室や共用スペース等の片付け、情報機器（パソコン、コピー機等）への不具合の対応、飲食物の確保、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保等を行う。

##### ② 職員の持続可能な勤務のための措置

本部業務に従事する職員の健康管理に留意するとともに、職員の交代による勤務体制を整え、勤務時間終了職員は必ず帰宅する。なお、帰宅が困難な場合には、庁内に確保する休憩、仮眠スペースで休養を取る。

##### ③ 物資等の調達

部局横断で取り組む南部地区災害対策本部の非常時優先業務に必要な物資等の調達に係る予算の確保を図るとともに、会計処理の円滑な実施を図る。

##### ④ 帰宅困難者等への対応

帰宅困難な職員の休憩、仮眠のため、会議室等のスペースを確保する。

来庁中に被災した帰宅困難者のため、会議室等を退避場所として確保し、提供する。

##### ⑤ 負傷者の援護

負傷者が発生し、その付近に居合わせた際には、救命・救急措置や応急手当など必要な処置を速やかに行い、緊急な手当が必要な負傷者や急病人については医療機関に順次搬送する。

#### (2) 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたり、必要な人員数に過不足が生じる場合、次のとおり職員配置の調整を行う。

##### ① 地区災害対策本部の要員

大規模な災害が発生した地域において、あらかじめ設定した要員数が確保できない場合、あるいは、それを上回る人員が必要になり要員を増やす場合、地区災害対策本部長は管内の地方機関の長と協議のうえ、必要な人員を確保する。管内で確保が困難な場合、地区災害対策本部長は災害対策本部（総合調整室）に職員の応援を要請するものとする。

災害対策本部（総合調整室）は、総務部人事課と協議のうえ、本庁及び他の管内で非常時優先業務に従事していない職員等について、職務の専門性・職員の居住地等に配慮した要員の派遣を検討する。

##### ② 管内の地方機関の職員

管内の地方機関において優先すべき継続業務の実施にあたり、人員が不足する場合においては、まず、1次調整として各所属内で調整（各所属の総務課で対応）することと

し、さらに、所属内で不足が生じる場合は、振興局総務部と協議のうえ、2次調整として管内の地方機関に応援を要請する。

**(3) 指揮命令の確保**

地震発生時においても組織を維持し、業務を適切に継続するためには、指揮命令系統が確立されていることが重要である。発災時に所属長等管理職にある者が不在等になる場合においても、適切に意思決定を行える体制を確保する。

職務の代行については、大分県事務決裁規程（昭和43年訓令甲第11号）第10条に定める代決順位により行うこととし、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく代決権者が代決する。

**(4) 専門職種の確保**

非常時優先業務を遂行するにあたり、特別な資格や専門的な知識、技能等を必要とする場合は、資格職種等の必要数に対し参集可能者数が充足しているか、特に留意する必要がある。

参集予測により不足が想定される職種については、他部局の応援可能職員やOB職員を予め登録しておくなど、確保対策を講じておく必要がある。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、佐伯総合庁舎、南部保健所の施設機能について、現状や被災による影響、課題を分析の上、業務継続のために必要な対策を検討する。併せて、総合庁舎等が著しい損傷を受けるなどにより、使用できない場合を想定した対応も検討する。

(1) 佐伯総合庁舎、南部保健所の庁舎

【現状】○佐伯総合庁舎については、耐震性能を満たしている。

○南部保健所については耐震性能を満たしている（平成7年度耐震診断結果）が、築後34年を経過（S55年建築）し、建物及び付帯設備の老朽化が進んでいる。

【課題】●佐伯総合庁舎については、室内にある書棚やロッカー、電気製品等について、簡単に転倒し、落下しないよう措置を講じているが、大型のキャビネット等で床に固定されていないものがある。

●南部保健所については、内外壁の亀裂補修や地盤沈下等補修が必要と思われる箇所がある。

【対策】①佐伯総合庁舎については、平成26年度に大型キャビネット等の固定を行った。  
②南部保健所の補修については、適時その必要性を検証し、検討を進める必要がある。

(2) 電力

【現状】○佐伯総合庁舎は、被災により、外部からの電源供給がストップした場合、庁舎横に設置した設備棟2階部分と庁舎屋上に保管している非常用発電機2台を使用する。

○南部保健所は、代替電源は確保できていない。

庁舎の名称	設置場所		供給範囲	燃料タンク (リットル)	連続運転時間	備考
	発電機(防災)	受変電設備、 発電機(庁舎)				
佐伯総合庁舎	屋上	地上2階	3割	3000 98	72時間 24時間	
南部保健所	—	—	—	—	—	

【課題】 ●南部保健所庁舎は、非常用発電設備の確保が最重要課題である。

【対策】 ①南部保健所については、可搬式の小型発電機等の配備について検討する。

### (3) 上水道

【現状】 ○佐伯総合庁舎は、上水道が断水した場合、受水槽及び高置水槽に貯留している水が使用可能である。ただし、津波による浸水被害が出た場合は、高置水槽に貯留している水のみ使用可能となる。また、地震等により配管が損傷した場合は、復旧までの間、使用できなくなる。

なお、トイレ洗浄水については水道水を利用しているので、配管の損傷が無く、電源が供給されていればトイレの使用は可能である。

下水道が被害を受けた場合は、下水道そのものの機能が停止するため、飲料用の採水は可能であるが、トイレ等の使用は出来なくなる。

平成26年度から、防災対策室から地区災害対策本部要員用の飲料水、簡易トイレが配備されている。

○南部保健所については貯水槽設備はなく、断水と同時に水道水やトイレの使用はできなくなる。

平成26年度から配備された地区災害対策本部要員用の飲料水、簡易トイレについては、南部保健所は津波による浸水の恐れがあるため、南部振興局にて備蓄している。

(上水道)

庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
佐伯総合庁舎	14.9	1.41	10.6	1.4
南部保健所	—	—	—	—

【課題】 ●地震等により配管が損傷した場合、復旧までの間使用できなくなる。

【対策】 ①断水時には、残留水の給水期間ができるだけ伸長するよう、節水に努める。  
②平成26年度から地区災害対策本部要員用の飲料水、簡易トイレが配備されている。

### (4) 下水道

【現状】 ○下水道施設が損壊した場合は、トイレの使用を含め排水そのものできなくなる。

【課題】 ●下水道の復旧には相当の時間がかかると予想される。



【対策】 ①平成26年度から、既存洋式トイレで使用できる「災害用トイレセット」（専用のビニール袋や抗菌消臭凝固剤等がセットになったもの）が配備されている。

## （5）電話・通信

【現状】 ○あらゆる障害が予想される災害時には、電話が通じにくくなることから総合庁舎では発着信を確保するため3回線、南部保健所では1回線の災害時優先電話を確保している。

○衛星携帯電話を南部振興局2台、佐伯土木事務所2台、南部保健所2台配備している。

○携帯電話や電話が輻輳により通じにくくなった場合にも、防災行政無線については使用できる可能性が高いため、災害時にも有効な通信手段である。防災行政無線は、南部振興局に固定局1台と公用車配置の移動局2台、佐伯土木事務所に移動局7台を準備している。

○これらの機器については、平日頃から積極的に利用し、操作に習熟しておく必要がある。また、非常用発電機の燃料については、最大1日間程度の連続運転が可能であるが、これ以降の燃料確保、運搬方法を検討しておく必要がある。

○このほか、総務省九州総合通信局から、衛星携帯電話、MCA無線機、可搬型衛星地球局、簡易無線機の非常貸出しを受けることができる。

○携帯電話や衛星携帯電話については、バッテリーの利用時間が限られるので、常用の充電器等を確保しておく必要がある。

【課題】 ●72時間を越えて停電が続いた場合、防災行政無線の電源が確保できない。

●携帯電話や衛星携帯電話のバッテリーの利用時間が限られることから、非常用の充電器等の確保が必要である。

【対策】 ①衛星携帯電話、防災行政無線を日頃から積極的に利用し、操作に習熟させる。  
②防災行政無線用の非常用発電の燃料確保、運搬方法を検討する。  
③電話通信回線の故障対策について、関係機関と連絡体制を確保しておく。  
④総務省九州総合通信局から、衛星携帯電話、MCA無線機、可搬型衛星地球局、簡易無線局の非常貸し出しを受ける。  
⑤被害の少ない他の振興局から衛星携帯電話等の借受を検討する。

## （6）情報システム

【現状】 ○現在、県の業務の多くは情報システムを利活用して行われている。情報システムが停止すると、これを利用している業務の継続は困難となる。

○佐伯総合庁舎は、豊の国ハイパーネットワークのアクセスポイントが設置され、佐伯市役所との接続点となっている。

- 【課題】 ●災害等緊急時には、情報システム及び情報通信基盤の物理的損傷、停電等により利用不能となったシステムの早期復旧に職員だけでは対応できないことが想定される。
- 全庁的なシステムのサーバ等については、県庁舎及び大分市内のデータセンターにおいて必要な対策を講じているため、南部振興局においては、システムが活用できるようパソコンとネットワーク機器の電源確保が必要となる。
- 大規模災害対応では、平時の情報セキュリティポリシーの例外的な運用を求められる場合がある。
- アクセスポイントのネットワーク機器が被災した場合、県と佐伯市の情報伝達、情報共有に支障を来す。

- 【対策】 ①システムの復旧は、緊急性の高い、災害復旧や住民の生活再建に必要なシステムから優先して対応する。
- ②県民生活直結の情報システムについては、平時より業務担当課と情報共有を図り、情報管理部門による迅速かつ有効な復旧支援体制を構築する。
- ③システムの早期復旧のため、運用管理等の受託事業者と、手作業による代替手段の確保や復旧手順の確認を事前に行い、また、緊急連絡体制の構築を徹底する。
- ④緊急時には、最低限の情報セキュリティは確保したうえで、外部パソコンの庁内LAN接続などの例外措置を認める。
- ⑤大規模災害発生時には、速やかに当該機器の被災状況を確認の上、不具合が認められる場合は、災害対策本部通信班と連携して迅速な復旧に努める。

## (7) 燃料

【現状】 ○法律上の規制や予算上の問題等から、県で大量の備蓄をすることは不可能であるため、大分県石油商業組合と平成18年10月に協定を結び、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両や市町村等が行う炊き出し及び避難所の暖房等に必要な燃料へ優先的に供給できる協力体制を構築している。

【課題】 ●発災時には、深刻な油類の不足が懸念されるため、発電設備に使用する燃料（A重油や軽油）や公用車のガソリン確保対策を講じておく必要がある。

【対策】 ①大分県石油商業組合との協定内容に災害対応に使用する公用車等の燃料を優先的に確保できるような協定の見直しをする必要がある。

(8) 公用車

【現状】○公用車の駐車場はすべて1階である。

【課題】●駐車場が1階であるため浸水する恐れがある。

【対策】①浸水の被害が及ばない場所に公用車を移動させる対策を講じる必要がある。  
②被災していない事務所から公用車を借用する必要がある。

(9) 佐伯総合庁舎庁舎機能の確保

佐伯総合庁舎が著しい損傷を受け、あるいは、周辺地域の被災、浸水などにより登庁できなくなるなど、佐伯総合庁舎において業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行う。

佐伯総合庁舎が使用できないと判断する基準は、概ね次のとおりである。

【判断基準】①佐伯総合庁舎が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合  
②各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、佐伯総合庁舎で継続して業務を行うことが困難な場合  
③周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合

(代替施設の選定)

代替施設について、次の順に使用可能かどうか検討し、局長が速やかに決定する。これらについては、毎年度検討を行い、代替施設候補リストを作って準備しておく。

- ①佐伯総合庁舎周辺にある県有施設等で浸水被害の想定のないもの  
(大分県立佐伯鶴岡高等学校(新佐伯豊南高等学校)、豊肥振興局、豊後大野土木事務所等)
- ②佐伯総合庁舎周辺にある公的施設で浸水被害の想定のないもの  
(佐伯市弥生振興局、佐伯市本匠振興局、佐伯市直川振興局等)
- ③管内にある民間施設で浸水被害の想定のないもの

\*これらはあくまでも例示であり、検討を行う中で、候補地を選定していく。

## 第6章 業務継続力の向上

### 1 業務継続体制の向上

業務継続への組織的な対応力の向上を図るためには、教育・訓練や点検・改善等の取組を継続し、その結果等を大分県業務継続計画に反映させていくことが大事である。

#### (1) 教育・訓練

災害発生時、適切に業務を継続するためには、本計画に定める取組を職員に周知、浸透させるとともに、発災時に実際に計画に沿って行動できるよう対応力を向上させることが重要である。

そこで、次に掲げる訓練の実施を検討する。

- 職員参集確認
- 防災GISによる情報伝達、共有等の訓練
- 各種通信機器の操作訓練
- 地区災害対策本部の各班の初動対応訓練
- 実践的な防災訓練 ほか

#### (2) 点検・改善

上記の訓練等を通じて、本計画の実効性を絶えず検証するとともに、その際に発現した問題点や教訓を踏まえ、逐次修正し改善を図る。

このように、訓練は、対応力の向上の機会のみにとどまらず、計画の点検・改善の機会としても有効に活用することが重要である。

